

【★★宅建士メールマガジン 2020-5号★★】

メルマガ登録ありがとうございます。

Kenビジネススクールです。

【★★宅建士メールマガジン 2020-5号★★】を配信いたします。

■□■今回は、民法改正-2についてお伝えします。■□■

□改正の内容

買主の権利について

買主は、売主に、①修補や代替物引渡しなどの履行の追完の請求、②損害賠償請求、③契約の解除、④代金減額請求ができることを明記。

「隠れた瑕疵」の用語について

「隠れた瑕疵」があるという要件を、目的物の種類、品質等に関して「契約の内容に適合しない」ものに改める。

買主は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知が必要。

□再受験の方

売主の瑕疵担保責任に関しては、大幅に内容が変わっていますので、改正民法をきちんと確認しましょう。

□弊社ホームページでは書籍のご紹介もしております。

<http://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

こちらは2019年度版となりますので以下を参照ください。

※今年は改正内容が多いため、必ず、2020年版のご購入願います。

※以下、販売を開始しています。

2020年版うかるぞ宅建士基本テキスト（うかるぞ宅建士シリーズ）

https://www.amazon.co.jp/s?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&i=stripbooks&k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E5%9F%BA%E6

[https://www.amazon.co.jp/s?k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA\)%20%20&ref=nb_sb_noss&url=search-alias%3Dstripbooks](https://www.amazon.co.jp/s?k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA)%20%20&ref=nb_sb_noss&url=search-alias%3Dstripbooks)

2020年版うかるぞ宅建士 過去問

https://www.amazon.co.jp/s?k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB+%E9%81%8E%E5%8E%BB%E5%95%8F&i=stripbooks&__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&ref=nb_sb_noss

2020年版うかるぞ宅建士 要点整理 → 3/末頃

(その他書籍も順次販売予定)

■この時期Kenビジネススクールのお薦め講座は...

宅建士 登録講習

登録講習とは宅地建物取引業者に従事している方だけが受講できる法律で定められた講習です。

一定の講義を受講して修了試験に合格すれば、宅建本試験で5問分の解答が免除され、その分を全問正解として採点されます。

Ken ビジネススクール 登録講習

https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

次回予告

「民法改正についてー3」をお届け致します。

■□■ 宅建士 コラム ■□■

売主の瑕疵担保責任に関する問題点

買主の権利については、

商品の種類を問わず、引き渡された商品に欠陥があった場合に買主がどのような救済を受けることができるのか（修補等の請求をすることができるのか等）について、国民に分かりやすく合理的なルールを明示するべきではないか、ということで改正されました。

また、「隠れた瑕疵」の用語については、

「隠れた瑕疵」という用語も、その内容に応じて、分かりやすいものとするべきではないか、ということで改正されました。

売主の瑕疵担保責任は、宅建試験で超重要論点となりますので、必ず改正点を確認しましょう??

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。

<https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine.html>

尚、次回号の配信は4月17日（金）の予定です。

株式会社Kenビジネススクール

不動産ビジネス研修事業部 宅建士講座運営 Section

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL：03-5326-9294

FAX：03-5326-9291

★受付窓口対応時間：平日 10：00～18：00

土日祝日はお休みとなります。

Email:info@ken-bs.co.jp

<http://www.ken-bs.co.jp/>

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

Kenビジネススクールでは、

- ・宅建士登録講習（5問免除講習）の実施（国土交通省指定）

⇒https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

・宅建士登録実務講習（合格後の実務研修）の実施（国土交通省指定）

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

・宅建試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

・賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

・企業研修プロデュース

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

・書籍の研究開発・出版

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

を中心に運営しております。